

覚 書

建設省経労発第19号

法務省管総第233号

平成元年3月24日

建設省建設経済局長 望月 薫 様



法務省入国管理局長 股野 景 様



出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
の閣議決定に際し、建設省と法務省は、下記のとおり
確認する。

記

1. 建設業に係る技能労働者のうち入国・在留を認めるものの範囲は、
改正前の取扱いと同様であること。
2. 改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第7条
第3項及び第61条の9第3項の「関係行政機関の長」に建設大臣が
含まれること。また、建設大臣との協議は、あらかじめ十分な時間的
余裕をもって行うこと。

3. 法別表第一 五の「特定活動」において法務大臣が告示により定める
内容が建設業界で就労する者に係るものである場合には、建設省に協議
すること。
4. 法別表第一 二に規定する「技術」及び「技能」の区分について、法
務省令において明確な整理を行うこと。なお、法務省令で整理すること
が適当でないものは、法施行時までには建設省と協議のうえ、考え方を整
理すること。